都市計画の内容

- 都市計画
  - 都市計画区域
    - 整備・開発及び保全の方針
      - 土地利用
        - 区域区分
          - 市街化区域
          - 市街化調整区域
        - 地域地区
          - 用途地域
            - 第一種低層住居専用地域
            - 第二種低層住居専用地域
            - 第一種中高層住居専用地域
            - 第二種中高層住居専用地域
            - 第一種住居地域
            - 第二種住居地域
            - 準住居地域
            - 近隣商業地域
            - 商業地域
            - 準工業地域
            - 工業地域
            - 工業専用地域
          - 特別用途地区
          - 特定用途制限地域
          - 特例容積率適用地区
          - 高層住居誘導地区
          - 高度地区又は高度利用地区
          - 特定街区
          - 都市再生特別地区
          - 防火地域又は準防火地域
          - 特定防災街区整備地区
          - 景観地区
          - 風致地区
          - 駐車場整備地区
          - 臨港地区
          - 歴史的風土特別保存地区
          - 第１種歴史的風土保存地区又は第２種歴史的風土保存地区
          - 緑地保全地域
          - 特別緑地保全地区
          - 緑化地域
          - 流通業務地区
          - 生産緑地地区
          - 伝統的建造物群保存地区
          - 航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区
        - 促進区域
          - 市街地再開発促進区域
          - 土地区画整理促進区域
          - 住宅街区整備促進区域
          - 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
        - 遊休土地転換利用促進地区
        - 被災市街地復興推進地域
      - 都市施設
        - 交通施設（道路・都市高速鉄道・駐車場・自動車ターミナル・空港・港湾・軌道）
        - 公共空地（公園・緑地・広場・墓園・運動場）
        - 供給施設（水道・電気供給施設・ガス供給施設・地域冷暖房施設）
        - 処理施設（下水道・汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場・その他の処理施設）
        - 水路（河川・運河）
        - 教育文化施設（学校・図書館・研究施設）
        - 医療施設（病院・保健所）・社会福祉施設
        - 市場・と畜場・火葬場
        - １団地の住宅施設
        - １団地の官公庁施設
        - 流通業務団地
        - 公衆電気通信施設
        - 防風・防火・防水・防雪・砂防・防潮の施設
      - 市街地開発事業
        - 市街地開発事業
          - 土地区画整理事業
          - 新住宅市街地開発事業
          - 工業団地造成事業
          - 市街地再開発事業
          - 新都市基盤整備事業
          - 住宅街区整備事業
          - 防災街区整備事業
        - 市街地開発事業等予定区域
          - 新住宅市街地開発事業の予定区域
          - 工業団地造成事業の予定区域
          - 新都市基盤整備事業の予定区域
          - 区域の面積が20ha以上の１団地の住宅施設の予定区域
          - １団地の官公庁施設の予定区域
          - 流通業務団地の予定区域
      - 地区計画等
        - 地区計画
        - 防災街区整備地区計画
        - 沿道地区計画
        - 集落地区計画
    - 都市再開発の方針等
    - 基本的な方針
      - 市町村の都市計画に関する
  - 準都市計画区域
    - 地域地区
      - 用途地域
      - 特別用途地区
      - 特定用途制限地域
      - 高度地区
      - 景観地区
      - 風致地区
      - 緑地保全地域
      - 伝統的建造物群保存地区

※□は現在，旭川市において決定（指定）されているものを示す。